

第44回（平成29年9月6日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第44回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つです。

議題1、農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書）の概要説明につきまして、まず井上調査官から説明をお願いします。

○井上調査官 それでは、説明いたします。

番号法等により行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも、同様とされています。

独立行政法人農業者年金基金が実施する「農業者年金業務等に係る事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられていることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年9月5日付29独農年業第11号にて、独立行政法人農業者年金基金から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

よろしくをお願いします。

○堀部委員長 ただいま井上調査官から説明がありましたとおり、農業者年金基金の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、農業者年金基金から御説明をお願いします。

○農業者年金基金 委員長、それから、委員の皆様方、委員会事務局の皆様方には、日ごろより農業者年金基金の運営に当たりまして御指導・御支援をいただいておりますこと、まずもって御礼を申し上げます。

当基金では、平成27年10月より地方公共団体情報システム機構より、基金が保有する被保険者等の基本4情報により照会を行うマイナンバーの利用を開始したところです。今後、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携について、これらが年金加入者へのサービス向上等に資する施策であることから、所要の法令上の措置が行われたことを前提として、準備が整い次第、平成30年3月に開始ができればと考えているところです。

評価書の詳細につきましては、担当から御説明をさせていただきたいと存じます。よろ

しくお願いいたします。

○農業者年金基金 資料1「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」の3ページをご覧ください。

まず「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の概要です。

私ども農業者年金基金は「②事務の内容」に記載がありますが、農業者の老齢に関して必要な年金給付事業を行う組織です。

中段に特定個人情報ファイルを取り扱う事務を記載しておりますが、資格審査の関係や年金受給権の権利の審査業務に関して、個人番号の利用を考えております。

平成27年9月に地方公共団体情報システム機構から既に参加されている方の個人番号を収録するための評価を受けておりますが、今般、御審議いただきます評価書につきましては、日本年金機構及び地方公共団体との情報連携に関する事務、そして、事後の評価となり誠に申し訳ございませんが、国税庁・地方税電子化協議会への法定調書データ等の提供事務を追加しております。

「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。ここでは農業者年金業務において使用するシステムについて説明いたします。

農業者年金業務で使用するシステムについては、基幹となります農業者年金記録管理システムの他に個人番号を収録する住基連携システム、情報照会を行う中間サーバといった形で構成されておりますが、本評価書では個人番号を取り扱うシステムについて記載しております。

まず、システム1、住基連携システムですが、既に評価を実施済みである地方公共団体情報システム機構から基本4情報を使った個人番号の照会・収録に加えまして、年金加入者や新規加入者の機関別符号を取得しまして、中間サーバへ連携する機能及び加入者の生存情報を照会するための機能、また、源泉徴収票データ、支払報告書データに個人番号を付加する機能について記載しております。

次のページをご覧ください。システム2、中間サーバでは、基金が保有している加入者・新規加入者に関する符号を、情報提供ネットワークシステムを介して取得するための機能。あと、符号を元に、情報提供ネットワークシステムを介して、基金の情報照会先であります日本年金機構から国民年金被保険者情報の取得及び地方公共団体から地方税を取得するための機能について記載しております。

6ページをご覧ください。このページでは、農業者年金業務における情報の流れを説明しております。

この図の中のそれぞれの矢印は個人情報の流れを表してございまして、赤色の矢印については、個人番号を含む特定個人情報の流れとなっております。

今回の評価の対象となる内容を順に説明いたします。

まず、新規加入者の個人番号の入手についてですが、図の下側にございます業務受託機関から左の青色の線が上に伸びております。こちら2-①、3-①につきましては、年金

加入者からの届出等を表しております。

届出等の電子データは、「農業者年金記録管理システム」と書かれた枠の中に「既存機能」とありますが、この既存機能の届出書ファイルに登録され、今回、新たに追加する機能になる新規機能の本人ファイル（作業用）に一時的に格納されます。

その後、ファイル転送機能により、住基連携システムの個人番号管理ファイルに転送いたします。

個人番号を地方公共団体情報システム機構より取得するため、個人番号照会データをDVDにて住基サーバに移動しまして、専用回線において個人番号の照会を行った後、照会結果を住基連携システムに収録を行って、個人番号の取得が完了になります。

情報連携による日本年金機構と市町村への情報照会につきましては、本人ファイルをもとに作業ごとにバッチ処理にて中間サーバに情報照会要求を行うことにより、国民年金被保険者の情報や、政策支援加入申込者について市町村への地方税の情報照会を行いまして、中間サーバの情報連携ファイルに格納された後、農業者年金記録管理システムの新規機能にあります情報照会ファイルに個人番号及び符号を含まない形で照会結果データを転送します。

ここまですが新規加入についての一連の流れとなります。

年金裁定・給付事務に関してですが、下側の業務受託機関から左側を沿って農業者年金基金に向かって伸びている青色の矢印、3-①になりますけれども、こちらは年金加入者からの裁定請求に関する届出等を表しています。

年金裁定請求の審査により、受給資格要件を確認するために、届出書ファイルを元に、バッチ処理を行いまして、中間サーバに地方税情報の情報照会要求を行います。

照会対象者が居住する市町村に対しまして、地方税情報の照会を行い、照会情報が住基連携ファイルに登録された後、個人番号及び符号を含まない情報照会結果データを情報照会ファイルに転送いたします。

最後に、国税庁及び地方税電子化協議会への法定調書データ等の提供につきまして、図の上の左側にあります農業者年金記録管理システムによって、バッチ処理で作成されました個人番号を含まない法定調書データ、支払報告書データに、右上の住基連携システムで個人番号を追加し、暗号化を行った後、国税庁及び地方税電子化協議会に提供いたします。

年金支払データ及び掛金徴収データの流れにつきましては、3-⑪、3-⑫に表しております。

リスク対策についてですが、地方公共団体情報システム機構との接続につきましては専用線にて行い、情報提供ネットワークシステムとの接続につきましては基金と農水省間を専用線で結びまして、通信の暗号化等の高度なセキュリティーを維持した政府共通ネットワークを利用した上で、安全性を確保したいと考えております。

また、国税庁・地方税電子化協議会へのDVDによる提供についてですが、事前にシステム運用管理者の承認を得まして、暗号化した上で媒体に格納し、鍵のかかる鞆に入れ搬

送することとしております。

ログの確認についてですが、OSへのログインにつきましては、OSのセキュリティーログ、また、システムのログインにつきましてはアプリケーションログ、データベースの接続についてはSQLログや、国税庁・地方税電子化協議会の提供データ作成に関しましてはバッチ処理のデータや、電子記録媒体の使用状況について確認を行います。

また、総務省提供のアプリケーションに用意されておりますログについては中間サーバが総務省から提供いただいておりますシステムを使うこととしており、これをカスタマイズして使うものですが、こちらにあらかじめログの収集機能というものがございます。こちらのほうを毎月1回、実際には画面コピーを行いまして、それを印刷して報告書を作成しまして、情報システムセキュリティー責任者の承認を得ることとします。

また、過去のログにつきまして、国税庁等への法定調書データ提供のログを含めまして、既に確認いたしまして、エビデンスをとり、報告をしていることを併せて御報告いたします。

以上が今回の特定個人情報保護評価で追加した事務の内容となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○堀部委員長 御説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございました。

しっかりとリスク対策は講じているように見えます。しかし、問題なる点もありました。まず、法定調書及び公的年金等支払報告書の提出事務について本来は事後ではなく事前に評価すべき重要な変更に関与する内容でありました。

それから、組織として評価書に記載したことを継続的にどのように実行していくかという点が、体制的にわかりづらく、理解しづらいところがありまして、不安を感じました。

この点については、幹部のリーダーシップの下、対応していただく必要があると強く思っております。

その中でも最低限、第1に、組織体制の見直し、第2に、点検の在り方、第3に、職員の教育・研修について、委員会及び委員が納得できるような形で、組織として具体的な方策を検討の上、評価書に記載していただきたいと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がありませんので、質疑応答はこれで終わりいたしますが、農業者年金基金におかれましては、ただいまの嶋田委員の御発言を踏まえまして、評価書の記載を修正していただきまして、それについて委員会として審査を進めていくこととしたいと思います。

修正点については、先ほど3点挙がっていましたので、事務局からも連絡させていただき、対応していただきたいと思います。

○農業者年金基金 承りました。

○堀部委員長 本日は御出席いただきましてありがとうございました。

ここで御退席いただきたいと思います。

○農業者年金基金 どうもありがとうございました。

(農業者年金基金退室)

○堀部委員長 それでは、農業者年金基金に対しまして、全項目評価書の再提出を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにしたいと思います。事務局におきまして、再提出に係る手続を進めてください。よろしくお願いします。

○堀部委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議資料ですが、資料1の評価書については、承認した後に委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 ありがとうございました。

次回は、9月22日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。